

平成27年4月改正の経営事項審査に係る事務取扱いについて

1 経営事項審査制度改正（平成27年4月改正）の概要

(1) 若年技術者の育成および確保の状況の項目の追加

- ① 満35歳未満の技術職員が技術職員合計の15%以上いる場合に加点評価
- ② 審査対象年度に技術職員合計の1%以上に当たる満35歳未満技術職員が新たに加わった場合に加点評価

(2) 評価対象となる建設機械の種類追加

加点対象となる建設機械に、移動式クレーン（労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上のもの）、大型ダンプ車（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第2項に規定する大型自動車で、事業の種類として建設業の届出があり、表示番号の指定をうけているもの）、モーターグレーダー（建設機械抵当法施行令別表に規定するもの）を追加

(3) 評価対象となる資格追加

技術職員の資格において、職業能力開発促進法上下記の技能検定職種を新たに加点对象として追加

- ① 大工工事業における型枠施工
- ② 管工事業における建築板金（ダクト板金作業）

2 今後の経営事項審査の取扱い

(1) 改正前の経営事項審査制度（旧経審）に基づく結果通知

旧経審の結果通知を必要とする方は、平成27年3月31日（火）まで（期限厳守）に、所管の土木事務所で審査を受けてください。

(2) 改正後の経営事項審査制度（新経審）に基づく結果通知

新経審の結果通知は、平成27年4月1日（水）以後に申請されたものから適用します（同日以前の事前申請は受け付けません）。

(3) 新経審による再審査申立て

旧経審の結果通知を得た方で、新経審の結果通知を必要とする方は、平成27年4月1日（水）から7月29日（水）までの期間に限り、無料で再審査申立てを行うことができます。

（※再審査申立て時点で、旧経審の結果通知に有効期限がある場合に限りです）

(4) 国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、国土交通省近畿地方整備局へお尋ねください。

3 平成27・28年度競争入札参加資格審査の取扱い

(1) 定期申請

旧経審で統一評価するものとし、新経審による再度の審査は行いません。

(2) 追加申請（平成27年5月以降）

旧経審および新経審を問わず、いずれの結果通知でも受付（審査）します。

ただし、旧経審と新経審の両方の結果通知を有する方は、新経審でしか申請することができません。